

令和2年 天草市農業委員会第2回総会議事録

令和2年2月26日天草市役所本庁第2会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並 彰一郎 君	12番	井島 安一 君
13番	野中幸彦 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	主査	中山喜光
書記	山川裕輔	書記	井上拓海

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第7号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第8号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第9号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第10号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6	議第11号	非農地通知書交付申請について
日程第7	議第12号	令和2年度天草市農業労働賃金標準額について
日程第8		報告事項について

閉 会

開 議 午後 1 時 55 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和 2 年天草市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。暖冬で 1 月の気温が平年より平均で 4 度高いと聞いています。野菜、果樹農家には大変厳しい状況と心配しています。コロナウイルスのこともありますのでみなさんも体調に留意されてください。昨日のことですが、宮崎県の西都児湯市町村農業委員連絡協議会の方々が湯貫新田の視察研修に来られまして、私も出席しました。勉強になりましたので、みなさんも機会があれば現場確認をお願い致します。また、農業新聞についても、購読者が増え、嬉しく思っています。引き続き推進をよろしくお願い致します。本日は全体で 166 件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、全ての委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、13 番野中委員、2 番中川委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。佐伊津町の譲受人は本渡町の譲渡人より、佐伊津町の田 4,281 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合から北西へ約 0.8km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には芋を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。倉岳町の譲受人は菊池郡大津町の譲渡人より、倉岳町の田 357 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所倉岳支所から北西へ約 1.5km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。五和町の譲受人は神奈川県横浜市の譲渡人より、五和町の田 627 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から西へ約 0.5 km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 4番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の田1,143㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧城河原小学校から北へ約0.3km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の2ページをお開きください。5番について説明します。熊本市の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑7,072㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した二江出張所から南東へ約0.5km、東へ約0.6km、2.1km、3km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第8号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は小松原町の個人で、浜崎町の田87㎡を通路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から南へ約0.1km、青色で着色した国道324線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、周囲が住宅化しており、通路として利用する計画です。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に通路として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。転用者は栄町の個人で、浄南町の田555㎡を貸駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から南へ約1.3km、青色で着色した国道324線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車場として需要が見込まれるため、12台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に駐車場として利用されているため始末書が添付されていま

す。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の畑510㎡を太陽光発電設備に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草工業高校から西へ約0.5km、青色で着色した国道324線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して売電収入を得たいため、太陽光パネル120枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 4番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑

88. 63 m²を駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡地区清掃センターから北へ約 1.0km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自家用駐車場が不足しているため、2 台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に駐車場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 4 ページをお開きください。5 番について説明します。転用者は志柿町の法人で、志柿町の田 82 m²を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草工業高校から北東へ約 2.5km、青色で着色した国道 324 線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、旅館業を営むため、旅館施設 1 棟、8 台分の駐車場、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に旅館として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 4条6番と5条1番は関連しているため、一括して説明してよろしいでしょうか。4条6番と5条1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田1,510㎡に使用貸借権を設定して共同住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北東へ約0.9km、青色で着色した国道324線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅2棟、23台分の駐車場、通路として整備し利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第4、議第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。

○議長(本田実君) 先ほど1番について、説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の5ページをお開きください。2番について説明します。転用者は浄南町の個人で、浄南町の畑571㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草工業高校から北西へ約1.3km、青色で着色した国道324線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが道路拡幅に伴い移転する必要があるため、住宅1棟、4台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。転用者は東町の法人で、南新町の畑165㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から南へ約0.8km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、隣接する飲食店の駐車場が不足しているため、7台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に駐車場として利用されており始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 4 番について説明します。転用者は苓北町の法人で、亀場町の畑 115 m²を売買により取得して建売住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北西へ約 0.4km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、建売住宅の需要が見込まれるため、建売住宅を 1 棟、3 台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（富崎ますみ君） 先日担当地区の推進委員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 5 番について説明します。転用者は瀬戸町の個人で、楠浦町の畑 529.26 m²を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡地区清掃センターから北へ約 1.0km、

青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がり
の区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則許可できませんが、集落に接続するた
め、例外的に許可することが可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真
になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内
容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、3 台分の駐車場、庭として整備し利用
する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりま
せん。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はあり
ませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致しま
す。

次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 6 番について説明します。転用者は久玉町の法人で、宮地岳町の畑
1,456 m²を売買により取得して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。
申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した宮地岳地区コミュニティセンターから
南西へ約 0.4km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね
10ha 未満の広がり
の区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が
現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利
用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して売電収入を得たいため、太陽光パネル 224 枚
を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該
当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はあり
ませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 7番について説明します。転用者は兵庫県加古郡稲美町の個人で、下浦町の畑111㎡を売買により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した下浦地区コミュニティセンターから南西へ約1.0km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、天草へ移住したいため宅地拡張し、住宅1棟、1台分の車庫、庭として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に宅地として利用されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○3番(黒川紀世子君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 資料②の7ページをお開きください。8番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の畑146㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深中学校天草地域医療センターから北西へ約0.4km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅を1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（金棒康二君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 9番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑966㎡に使用貸借権に設定して個人住宅兼資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本グラウンドから南東へ約2.2km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なこと、漁業を営んでいる家族の資材置場が不足しているため、住宅1棟、6台分の駐車場、資材置場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に一部造成されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第10号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第10号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画に

ついて説明します。資料②の 8 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 12 件、再設定が 128 件、転貸が 0 件、合計 140 件で、筆数 219 筆、総面積が 296,107 m²となっております。利用権設定に関しては、楠浦営農組合の賃貸借権の更新案件が含まれています。主に楠浦町地域における 99 件、133 筆、総面積 193,542 m²を、農地中間管理機構を通じて設定された計画となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 6 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 11 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 80 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が 2 件、牛深地域が 1 件、有明地域が 1 件、新和地域が 1 件、五和地域が 1 件、合計 6 件。筆数は全体で 13 筆、面積は 19,864 m²となっております。現地確認を実施し、資料③の 7 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した天草工業高校から北東へ約 1.2km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 2 番の地図です。黄色で着色した旧志柿小学校から西へ約 0.8km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 3 番、4 番の地図です。黄色で着色した牛深東中学校から東へ約 1.2km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 5 番から 11 番の地図です。黄色で着色した旧島子小学校から東へ約 0.4km、0.8km、1.5km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 12 番の地図です。黄色で着色した天草市役所新和支所から西へ約 2.4km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 13 番の地図です。黄色で着色した五和中学校から南東へ約 0.3km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました 1 番から 13 番の件につきまして

意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、1番から13番を非農地とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 日程第7、議第12号、令和2年度天草市農業労働賃金標準額についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(荒木賢司君) お手元の資料④をご覧ください。議第12号、令和2年度天草市農業労働賃金標準額(案)についてでございます。表の構成は、左から作業種目、それから作業内容、単位は10a当たりの単価ですが、ハーベスターは30kg、畦ぬりは1m、一般農作業は8時間としております。その右側がそれぞれの標準額を提示しています。この表の作成につきまして、参考資料を2ページ以降にお付けしております。まず、資料1を見ていただきますと、県の最低賃金ですが、平成30年度の762円から令和元年度が790円ということで3.67%のアップ率です。また、その下の令和元年改定表に産業別の最低賃金を提示しています。それから資料2に、管内の上天草市、それから苓北町の労働賃金標準額の比較表を示しております。上天草市は、平成31年度の標準額を提示していますが。上天草市の事務局に確認しましたところ、一般農作業が変更のみであったということです。苓北町でございますけれど、こちらについても一般農作業を同額で総会に諮られています。次に資料3ですが、これは天草市内の4組合で適用している作業の受託表ということで提示しています。これら各組合の平均をとり、他の市町との調整を行っております。今回変更しましたのは、田植え(苗代別)を300円増とし、コンバインによる刈り取りを500円増としております。また、一般農作業につきましては、31年度の6,100円では県の最低賃金を下回りますので、300円増額して6,400円としております。そして、毎年最低賃金の改定が10月頃に行われますので、改定後の賃金が一般作業の賃金を超える場合は、最低賃金に抵触しないように気を付けていただくよう記載しております。以上、農業労働賃金標準額についてご説明しましたが、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(本田実君) ただいま説明がありました意見及び質疑はございませんか。

○4番(松下敏明君) 10月頃の改定後の賃金が一般作業の賃金を超える場合は、最低賃金に抵触しないようにという表現が分かりにくいと思います。

○事務局(荒木賢司君) 検討します。

○議長(本田実君) 他に意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) それでは、議案のとおり決議することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、農業労働賃金標準額については原案のとおり決定いたします。

○議長(本田実君) 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 資料②の81ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係許可不要転用届はありませんでした。第5条関係許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和2年天草市農業委員会第2回総会を閉会致します。

午後3時15分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本田実

署名委員 野中章広

署名委員 中川徹